

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A社において産業廃棄物の収集運搬業務に従事していたところ、平成○年○月○日、産業廃棄物の回収作業中、運搬車の荷台から転落し負傷し、B病院に受診したところ、「急性硬膜外血腫、右大腿骨転子部骨折、頭蓋骨欠損」と診断され加療した。

その後、請求人は、平成○年○月○日C病院に転医し、「脳外傷後遺症」等により療養を継続している。

請求人は、同年○月○日から同年○月○日までの間（以下「請求期間」という。）の療養補償給付（移送費）の請求をしたところ、監督署長は、請求期間のうち、C病院に受診した同年○月○日のみについては支給したものの、その他の通院日は無償のリハビリテーション訓練のための通院であることから、支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、同年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の社会復帰に向けたリハビリのための通院に要した費用を療養補償給付として支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

本 (略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

C病院機能科受講のための通院は、請求人が自認しているとおり、治療行為を受けるためではなく、職業復帰のためのリハビリ訓練であって、労災保険法が対象とする療養補償給付の範囲に含まれないことは明らかである。したがって、同病院機能科に通院するための通院費は療養補償給付の対象とはならないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付の一部を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。